

「農業水利施設・エネルギー価格高騰支援事業(令和5年6月補正予算)」の 支援対象期間の延長について

本年11月2日に閣議決定された国の「デフレ完全脱却のための総合経済対策」の一環として、農業水利施設の電気料金高騰対策が拡充されたことから、「農業水利施設・エネルギー価格高騰支援事業(令和5年6月補正予算)」について、次のとおり「支援対象期間」を延長する。

【支援対象期間】

(現 行) 令和5年4月から令和5年9月まで
(変更後) 令和5年4月から令和6年4月まで

〔参 考 (事業概要)〕

- (1) 目 的 : 農業水利施設の安定的な機能発揮や、
地域農業の持続的な発展につなげるため、
地域の実情に応じた電気料金高騰対策を実施する。
- (2) 予 算 額 : 48,000千円
- (3) 支援対象 : 農業水利施設を管理する土地改良区・水利組合
- (4) 要 件 : 電力使用量・燃料使用量の2割削減を目指すための
「省エネルギー化推進計画」を策定し、実施すること
- (5) 補 助 率 : 電気料金高騰分の7/10又は5/10以内 (※)
※維持管理費に占める電気料金の割合で区分
25%以上 : 補助率7/10
25%未満 : 補助率5/10